

〇〇地域防除グループ 規約

令和8年4月〇日制定

第1条（名称）

本グループは「〇〇地域防除グループ」と称し、事務所を〇〇市内に置く。

第2条（目的）

本グループは、構成員が協力してタケのノメイガ類の防除を効率的に実施することを目的とする。

第3条（構成員）

- 1 本グループは、たけのこを生産する販売農家のうち前条の目的に賛同した者で構成する。
- 2 本グループへの加入及び本グループからの脱退は、代表への申出及び構成員の過半数の承認により行う。

第4条（役割）

- 1 本グループに、代表、会計及び監事各1名を置く。
- 2 代表は、本グループ全体の運営に係る調整、会議の議長その他グループ運営の事務統括を行う。
- 3 会計は、補助金を含む収支管理を行う。
- 4 監事は、会計状況及び本グループの運営状況を確認する。

第5条（運営）

本グループの取組等は、構成員の話し合いにより決定する。

第6条（経費）

必要な経費は、補助金、構成員負担金及びその他事業収入により賄うこととし、収支は構成員に報告する。

第7条（規約の変更）

本規約の変更は、構成員の話し合いにより行う。

第8条（その他）

本規約の条項に生じた解釈上の疑義及び本規約に定めのない事項については、構成員が話し合い、同意した上で決定する。

附則 本規約は、令和8年4月〇日より施行する。